

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100	+15/100	+10/100	+5/100	

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算
 (1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)
 (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り) 1回につき +64単位

ホ サービス提供体制強化加算
 (1) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +44単位)
 (2) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +36単位)
 (3) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +12単位)

イ 介護職員等処遇改善加算	1) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 108 / 100.0)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	2) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 94 / 100.0)	
	3) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 79 / 100.0)	
	4) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 63 / 100.0)	
	一) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 49 / 100.0)	
	二) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 34 / 100.0)	
	三) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 19 / 100.0)	
	四) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 7 / 100.0)	
	五) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 73 / 100.0)	
	六) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 67 / 100.0)	
	七) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 53 / 100.0)	
	八) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 47 / 100.0)	
	九) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 33 / 100.0)	
	十) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 19 / 100.0)	

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100
 - / 100 所定単位数 - 所定単位数 × / 100